

平成 22 年 6 月 25 日

各 位

会 社 名 株式会社ユニバーサルエンターテインメント
代表者名 代表取締役副会長 北島 光弘
(J A S D A Q ・ コード 6425)
問合せ先 総合内部統制室 IR・広報グループ
部長 工藤 正尚
電話 03 - 5530 - 3055 (代表)

内部統制システム構築の基本方針の改定に関するお知らせ

当社は平成 22 年 6 月 25 日開催の第 37 期定時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されたため、常勤取締役を中心とした取締役会による迅速な意思決定と機動的な業務執行により、市場変化に即座に対応できる体制を構築することを目的として、委員会設置会社から監査役会設置会社へ移行いたしました。それに伴い、「内部統制システム構築の基本方針」を、下記の通り改定いたしましたのでお知らせいたします。

記

内部統制システム構築の基本方針

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下の通り、当社の業務の適正を確保するための内部統制の体制を整備する。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - (1) 当社及びグループ企業の役職員が、法令及び定款に適合した行動をとるために遵守すべき行動規範となる倫理規程を定める。
 - (2) 米国のゲーミング規制当局からの厳格なコンプライアンスの要求に対応するゲーミングコンプライアンス規程を制定し、この規程を遵守する経営を実践する。
 - (3) 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には直ちに監査役に報告するものとし、また遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - (4) 監査役は、独立した立場から、取締役等の執行する業務の適正が確保されているかを監査する。
 - (5) 内部監査部門として執行部門から完全に独立した内部監査室を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係わる情報について、文書管理規程、情報管理規程により、その保存管理及び情報セキュリティ管理の取扱いを定める。

3. 損失の危険の管理に関する規定その他の規則

- (1) 事業活動に伴う各種リスクを認識し、その把握と管理、個々のリスクに対応する管理責任体制を整備する。
- (2) リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、その損失の極小化を図るためにリスク予防を重点として継続的に個々のリスクに対応する管理の体制を構築する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は、取締役会規程、執行役員規程、職務権限規程、業務分掌規程及び稟議規程等を定め、業務執行の責任体制と業務プロセスを明確にすることにより、取締役会の決定に基づく業務執行の迅速かつ効率的な処理を推進する。
- (2) 取締役の職務の執行を効率的に行うことを確保する体制として、月1回定例の取締役会の他、随時に取締役会メンバーの大多数で構成する戦略会議を開催し、基本方針・戦略を決定する。

5. 当会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当社及びグループ企業は当社監査役及び内部監査部門の監査を受入れ、内部統制の確立をはかると共に、グループ企業毎に利益計画を策定し、進捗状況について定期的にレビューし、その結果を経営の適正化に向けフィードバックする。
- (2) 当社及びグループ企業間で積極的な人的交流を行い、グループ企業各社との情報の交換及び連携体制を確立するものとする。

6. 監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

- (1) 監査役の職務の支援のために監査役会事務局を設置し、その事務局の任にあたる者（「補助使用人」という）を置く。
- (2) 補助使用人の人事異動や処遇については、監査役会の同意を得て行う。

7. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

- (1) 監査役は、取締役会の他、本部長会等の重要な審議・決議の場に出席し報告を受ける。
- (2) 従業員は、法令、または定款違反の事実、著しく不合理な業務執行、その他これらに準ずる事項を発見した場合、すみやかに監査役に報告するものとし、監査役が報告等を求めた場合、従業員はこれに従わなければならない。

8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役は、必要に応じ当社の費用において（法律上認められる金額範囲内で）社外の専門家を利用することができる。
- (2) 取締役及び担当管理職その他の従業員は、監査役の監査に協力しなければならない。

9. 反社会的勢力排除に向けた体制

- (1) 当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力および団体とは、社会的責任および企業防衛等の観点から、断固として対決する旨を、活動指針に定める。
- (2) 反社会勢力からの不当な要求等があった際は、顧問弁護士へ逐一相談を行うこととする。

10. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、金融商品取引法及び関連法令に従い、財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係わる内部統制の体制を整備し、運用する。

以 上